

## 第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年6月3日 午前10時00分 招集
2. 令和4年6月3日 午前10時00分 開会
3. 令和4年6月3日 午前10時59分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

### 欠席議員

8 番 谷崎利浩

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐藤義興	副 市 長	和田一彦
教 育 長	坂梨光一	総 務 部 長	高木洋
市 民 部 長	宮崎隆	経 済 部 長	藤田浩司
土 木 部 長	荒木仁	教 育 部 長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	企 画 財 政 課 長	廣瀬和英
総 務 課 長	和田直也	福 祉 課 長	松岡幸治
農 政 課 長	佐伯寛文	建 設 課 長	中本知己
教 育 課 長	藤井栄治	防 災 情 報 課 長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観 光 課 長	秦美保子
住 環 境 課 長	加藤勇二郎	税 務 課 長	上村美博
内 牧 支 所 長	加来隆浩	市 民 課 長	森永智保
健康増進課長	山中昭人	ま ち づ く り 課 長	石松昭信
上下水道課長	竹原昭典	人 権 啓 発 課 長	市原吉治
波野支所長	岩下勝則		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 繁 樹 議会事務局次長 市原 多喜男  
書記 山本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 令和4年第1回定例会で任命・選任同意した教育委員の紹介について
- 日程第4 諸般の報告について（議長）
- 日程第5 諸般の報告について（市長）
- 日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） それでは、改めまして、おはようございます。

令和4年第2回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日6月定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には御壮健にて御出席賜り、御同慶の至りに存じます。誠にありがとうございます。今期定例会に提出されました諸議案につきましては、議員の皆様方の格別の御精励をいただき、慎重審議を尽くされ、議事運営につきましても特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年は九州北部豪雨災害から10年の節目を迎えます。熊本地方は梅雨入りとまでは至っておりませんが、議員各位におかれましては、いつ起きるかもしれない有事に備え、地域の皆様と共に災害防止への御支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員は19名であります。8番議員、谷崎利浩君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けておりますことを御報告いたします。したがって、定足数に達しておりますので、令和4年第2回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程に入ります前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。  
市長。

○市長（佐藤義興君） どうも、皆様、おはようございます。

発言の機会をいただきました。市議会の冒頭ではありますが、4月22日付けで畜産クラ

スター事業補助金変更交付決定違法確認等請求事件に係る損害賠償履行請求事件の訴状が届き、1日に第1回口頭弁論期日が行われました。今回の訴状の内容は、地方自治の根幹にも関わることから応訴し、細部にわたりその正当性を主張することといたしました。その経過等について報告申し上げます。

合併から今日に至るまで市行政は地域住民の皆さんの幸せを一途に思い、様々な課題や懸案事項に一貫して一生懸命取り組んできました。しかし、前回の畜産クラスター事業牛舎建設問題訴訟では、生活と暮らしの中で生まれてきた市民と行政の正当な生の声、主張が聞き入れず、法律上の手続のみが重視され、現場の認識とはあまりにも乖離した判決になったことは至極残念でありました。そして、その判決文の中の国家賠償法第1条の解釈と理解に相違が生まれ、昨年12月の監査請求、そして今回の訴訟に至りました。

訴状を読み解きますと、地方自治の根幹に関わるものであり、これからも地域住民本位の正当な行政のあるべき姿勢、正常な行政執行在り方のため、さらには歪められた行政の対応ではなかったことを明らかにする必要があります。前回の判決により、行政判断が萎縮、停滞、麻痺し、将来にわたって大きな禍根を残すことがあってはなりません。その責務を全うすべく正当性を毅然と主張することが大事であります。

今回、個別外部監査人からの報告書においても、違法もしくは不当な公金の支出や、財産管理を怠る事実は認められないと結論づけられ、阿蘇市監査委員の最終判断としても同様の理由から、本件措置請求には理由がなく、本件請求を棄却するとの結果に至っております。

阿蘇市は、将来にわたり安定的な発展を成し遂げるために、今このとき、行政に参画している者として確かな正当性を主張、真実をより強力に求めてまいります。市民各位、議員各位の深い御理解を賜りますようお願い申し上げます、このことについての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、14番議員、田中弘子君、15番議員、五嶋義行君の両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営副委員長が報告をいたします。

議会運営副委員長、立石昭夫君。

○議会運営副委員長（立石昭夫君） おはようございます。

議会運営委員会を5月27日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告します。

まず、今定例会の付議事件が専決処分の承認、条例関係 2 件、予算関係 6 件、繰越明許費及び事故繰越し繰越計算書の報告 6 件、条例の制定及び一部改正 2 件、令和 4 年度補正予算 6 件、規約の同文議決 2 件、人事案件 4 件、その他 3 件、計 31 件であります。会期につきましては、本日 6 月 3 日から 6 月 22 日までの 20 日間といたしました。日程表は、事前に議員各位に配付してあるとおりです。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。報告 8 件、専決処分の承認 8 件、人事案件 4 件を除く 10 議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託の議案審査については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、本会議中の自己の委員会の案件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の通告期限であります。6 月 7 日火曜日午後 5 時までといたしましたので、通告書は必ず期限までに提出してください。

一般質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載してください。内容が単なる事務的なものであったり、議案審議の段階で回答が得られるような内容とせず、また当日は通告内容以外の質問とならないようお願いいたします。

執行部におかれましては、質問内容に対する的確な答弁に努められますようお願いいたします。

一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間としておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策についてですが、マスク着用、検温、定期的な換気や消毒の徹底を行い、昼食時は黙食とします。また、傍聴につきましては、入場者数を 15 名までに制限します。一般質問の傍聴は、3 月定例会と同様にモニター視聴とします。各議員の御理解をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は本会議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営副委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、副委員長の報告のとおり決定をいたしました。

### 日程第 3 令和 4 年第 1 回定例会で任命・選任同意した教育委員の紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3「令和 4 年第 1 回定例会で任命・選任同意した教育委員の紹介について」、先の定例会において教育委員の任命・選任同意をいたしました池部眞智子様へ本日お越しいただいておりますので、御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、御入場をお願いいたします。

[教育委員 入場]

○議長（湯浅正司君） 阿蘇市教育委員に御就任されました池部眞智子様、自己紹介をお願いいたします。

○教育委員（池部眞智子君） 本年度4月1日付けで教育委員を再任いたしました池部眞智子と言います。よろしくお願いいたします。

かねがね佐藤市長様は「人づくりが一番大事」とおっしゃっていただくように、阿蘇市長様をはじめ、坂梨教育長様、それから阿蘇市の教育課ほか、市役所の方々、それから何より阿蘇市議会の皆様の教育への御理解と御協力といたしますか、そのおかげで非常に阿蘇市の教育は進んでいると思います。たくさん子どもたちが一人一人大切にされて、そして育てています。おかげでよそからも阿蘇市で育てたいという親御さんが増えているなど思っています。その一助になりますように私も頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 池部様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも健康に御留意され、御手腕を発揮されまよう御期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

[教育委員 退席]

#### 日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和4年2月分から4月分までの「例月出納検査報告書」及び「定期監査結果報告書」が提出されました。報告書は、事務局に保管していますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。4月13日、阿蘇市町村議会議長会総会が阿蘇市内で、14日、第278回熊本県市議会議長会が玉名市で開催され、第97回九州市議会議長会総会は新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催となりましたが、5月24日・25日、第51回全国温泉所在都市議会協議会総会及び第98回全国市議会議長会定期総会は東京都内で2年ぶりの開催となりました。詳細については、後ほど御確認ください。

以上、諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） はじめに、5月25日夜から行方不明となられた女性の捜索は、翌26日朝から現地本部を設置し、御家族、警察、広域消防、消防団、地元区の方々延べ250人体制で自宅から半径5キロの範囲を重点的に捜索。27日午後、阿蘇、一の宮地区の境界付

近で御本人の発見に至りましたが、残念にもお亡くなりになられており、心から御冥福をお祈りいたします。そして捜索にあられた皆様に心から御慰労申し上げます。

さて、平成24年7月12日、未曾有の災害が阿蘇市を襲い、外輪山の至るところで土砂崩れが発生、また市内各所で河川が氾濫し、甚大な浸水被害が出るなど、大きな爪痕を残しました。あれから10年、この間熊本地震もありましたが、これまでお互いに力を合わせ、そして助け合いながら、先人たちから受け継いできた、かけがえのない阿蘇を蘇らせていこうと懸命に復旧・復興に取り組んでまいりました。

梅雨時を迎え、この教訓を改めて思い起こし、防災対策に気を緩めることなく、安全安心な阿蘇市を築き守っていくために議員、市民各位のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、高止まりから減少傾向にあります。現在も感染者の方々が確認されており、本市においても同様、気を緩める状況ではありません。

5月末からは、4回目ワクチン接種が開始され、国の定めるワクチン接種の目的が、「感染予防」から「重症化予防」へ変わり、接種対象者は、重症化リスクの高い60歳以上及び基礎疾患を有する18歳から59歳までの方で、3回目の接種から5か月経過した方となっています。これまで同様医療機関の御協力で、接種を希望される市民の皆様に速やかに対応できるよう個別接種を進めてまいります。

次に、昨年10月14日以降、活発な活動を続けていた阿蘇中岳第1火口は、今年4月15日、184日ぶりに噴火警戒レベルが1へ引き下げられました。

しかし、昨年10月20日中規模噴火の噴石が火口周辺のガス検知器、監視所、転落防止柵等を破損、今日安全確保ができず、火口周辺概ね1キロメートル以内の自主規制を継続し、現在関係機関において火口見学の早期再開に向け復旧工事が進められています。

報道にもありましたがロシアの軍事侵攻に苦しむウクライナの人たちを支援するため、熊本県市長会長として昨日、ウクライナ大使閣下へ義援金を手渡しました。今後日本への避難民について、市としても支援の在り方を模索してまいります。

それでは、令和4年第2回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、3月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

#### 【総務課】

本市を取り巻く環境変化、新たな政策課題、多様な市民ニーズなど、柔軟に対応し、より効率的、効果的な行政サービスを提供できる組織に再編（5部19課2支所3行政委員会事務局）、今年4月1日付け定期人事異動のもと職員総数308名（非常勤の職を除く）の新年度スタートとなりました。

職員の新型コロナウイルス感染は、今年4月以降4名が感染、速やかな感染防止対策を講じ、市民の皆様の生命と健康を守りつつ、市民サービス等の停滞を起こさないよう持続的業務運営に取り組んでいます。

また、令和4年度、直近の参議院議員通常選挙、そして阿蘇市議会議員選挙が予定され、公職選挙法に基づく公平、公正な選挙事務の管理執行に努め、有権者や今後有権者となる若

年層に政治や選挙に関心を高めてもらうため啓発等の推進を図ります。

行政運営を持続可能とする有能な人材確保、能力を引き出すための効果的な研修等を計画し積極的に取り組んでまいります。

#### 【企画財政課】

令和2年国勢調査確定で今年4月から本市全域が過疎地域に指定されたことを受け、昨年度策定しました「阿蘇市過疎地域持続的発展計画」を変更し、旧一の宮町の事業等を追加しています。人口減少、少子高齢化が顕著になる中、本市の将来を見据え、持続可能な社会形成、地域資源等を活用した魅力ある地域づくりが実現できるよう各種施策に取り組んでまいります。

公共交通は、令和2年12月に締結した「阿蘇市と損害保険ジャパン株式会社及び熊本トヨタ自動車株式会社との三者包括連携協定」に基づき、山田地域の路線バス沿線でのコミュニティ交通実証実験を行うこととしております。実証実験は、今年10月から半年間を予定、取組結果等を見た上で当地域の公共交通の在り方を検討してまいります。

併せて、公共交通空白地域の原の口、鷲の石地域で、高齢の方々の移手段確保のため、先行して今月から予約制乗合タクシーを導入しています。

半導体受託製造世界最大手TSMCが県内進出することを受け、今年1月設置した「阿蘇市パブリック・リレーションズ推進チーム」内に、「移住・定住促進」「観光交流・特産品PR」「企業立地・情報連携」の3部会を設け、現在、協議を進めています。また、5月中旬に、総務部長以下4人で、熊本県企業立地課に赴き、本市の取組状況を伝えるとともに、助言があった本市の提供可能な土地情報等を取りまとめているところです。

#### 【防災情報課】

防災対策は、梅雨時を迎え、避難所開設にあたり、新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良の方々の避難も想定し、消毒液などを配備、避難時の体調チェックを行いながら、安全安心な避難ができるよう努めてまいります。

デジタル防災行政無線整備事業については、屋外拡声子局等の整備が3月末完了、現在、世界的な半導体不足の煽りを受け遅れていました個別受信機設置を、4月18日から順次進めており、今年10月を目途に完了する予定です。

一の宮地区の安心安全拠点施設として整備を進めていました警察駐在所は、6月1日より「一の宮駐在所」の名称で警察官2名体制で業務が開始されました。地域に寄り添った警察活動が可能となり、より安全安心な地域づくりに寄与すると期待されます。

#### 【税務課】

税をはじめとした公金納付は、住民サービス向上や窓口の感染症予防対策、事務効率化を図るため、窓口の各種証明手数料等支払いは「スマホ決済」、市税等の納付は「コンビニ納付及びスマホ決済」を今年4月から運用開始しています。

次に、市民部関係について報告します。

#### 【福祉課】

新型コロナウイルス発生時の迅速な感染拡大防止を目的に、保健所と協議を行い、市内の

認定こども園・保育園 10 園でクラス閉鎖等の措置、放課後児童クラブ 3 か所で一時閉鎖等の措置をとってきました。

また、昨年 9 月から児童福祉施設等に配置した簡易検査キットは、4 月末現在で 63% の利用実績（各施設配置実績 97%）、今後も感染拡大防止のために、簡易検査キット追加購入費用を予算計上しています。

坂梨保育園移転改修事業は、順調に工事が進んでおり 8 月 29 日新たな坂梨保育園として開所を予定しています。

今後も地域に根差した保育園を目指し、安全安心な保育に尽力してまいります。

#### 【健康増進課】

平成 25 年以降、積極的勧奨が差し控えられていた子宮頸がんワクチン接種が再開され、対象者の方々に個別通知を発送しています。また、これまで積極的勧奨の差し控えで接種機会を逃した方を対象に、接種勧奨等の救済措置を実施するため予算を本議会に上程しています。

次に、経済部関係について報告します。

#### 【農政課】

今年の水稲は、作付けがほぼ完了し、大麦は、昨年、長雨や日照不足等で品質低下が発生しましたが、今年は順調に収穫され、品質・収量も平年並み水準で推移すると見込まれ、安堵しています。

施設園芸で、アスパラガスは、春先の低温の影響で、予想外の春芽不振となりましたが、4 月に入り気温上昇とともに出荷量も増えていきます。また、夏秋トマトはすでに定植が終わり、今月から順調な出荷が期待されます。

一方、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響をはじめロシアのウクライナ侵攻なども加わり、燃油・生産資材の価格高騰や確保がさらに深刻化、こうした状況変化をしっかり注視し、農業者の農業経営に支障が出ないように、国、県はじめ関係機関に働きかけてまいります。

#### 【観光課】

4 月 15 日噴火警戒レベル 1 へ引き下げ後、自主規制を行いながら進めている阿蘇中岳火口見学エリア復旧作業は、火山灰撤去が完了、現在、見学に必要な施設を優先し環境省とともに工事を行っています。併せて仙酔峡ロープウェイ駅舎解体や新見学エリア E ゾーン整備、二次避難施設整備等世界水準の観光地を目指した工事も順次再開予定であり、年度内竣工を目指します。

今年のゴールデンウィークは天候に恵まれ市内観光地は 3 年ぶりに多くの人出でにぎわいました。5 月 9 日からスタートした宿泊者限定の「夜の飲食半額キャンペーン」は好調で、夜の街ににぎわいが戻りつつあります。これから夏シーズンを迎えますが、一層の感染症対策を徹底し、経済活動との両立に努めてまいります。

#### 【まちづくり課】

県の「まん延防止等重点措置」の時短営業要請が 3 月 22 日解除されて以降、観光客増加



で本市の消費活動も回復傾向にあります。特にゴールデンウィークは、道の駅など物産施設入込客が対前年比 30%から 60%増、商店街等のにぎわいもコロナ禍以前の状態に戻りつつある状況です。一方、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ国際情勢が大きく変化し燃油や穀物など、仕入れ価格上昇は依然として続いており、生活必需品に対する家計負担が大きくなっています。このため、地域経済の下支えと家計負担軽減を目的としたプレミアム付き商品券の発行を計画し商工会と進めています。

令和3年度の「ふるさと応援寄附金」は、2億3,324万1,000円、対前年比25%増の結果でした。コロナ禍による需要の影響もあると思われませんが、今後も市場調査等を行い本市の魅力を活かした商品開発、品質管理に努め、市産品のさらなる知名度向上と財源確保を図ってまいります。

次に、土木部関係について報告します。

#### 【建設課】

中九州横断道路は、令和2年4月「合志～熊本」間約9.1キロメートルの事業化に引き続き、令和4年4月には「大津西～合志」間約4.7キロメートルが事業化されるなどTSMC（台湾積体電路製造会社）の進出は、中九州横断道路事業整備促進に拍車をかけています。このタイミングで残る「大津（北側復旧道路）～大津西」間及び熊本環状連絡道路の早期事業着手に向けて、4月上旬国土交通省、財務省及び熊本県選出国會議員へ要望を行ってまいりました。

一方、「滝室坂道路」トンネル掘削進捗は4月末現在、避難坑95%、本坑80%となっています。令和4年度当初予算で約71億円の予算配分がなされ、さらなる事業進捗が図られる予定です。

阿蘇山直轄砂防事業は、盤名木川第2砂防堰堤工事（古城七区地域）が今月完成、6月4日に国土交通省水管理・国土保全局砂防部長及び国會議員等が出席され完成式典が開催されます。

市管理河川では、梅雨時を迎え土砂堆積や竹繁殖が顕著な東岳川の土砂浚渫工事を進めています。

#### 【住環境課】

市営住宅は、令和2年度に着工した「赤水西団地」21戸が今年3月に竣工、まずは、老朽化が進む旧赤水西団地及び永水地区住宅の皆様の移転希望を優先し、現在7戸の入居を決定、順次転居していただいている状況です。今後は対象範囲を広げ募集していく予定です。

その他の市営住宅も、引き続き適切な維持管理を行い、安全安心な住環境の提供に努めていきます。

次に、教育部関係について報告します。

#### 【教育課】

各小中学校は、新学期がスタートして3か月が経過しました。それぞれの学校は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に講じての教育活動となり、5月に開催された小中学校運動会、体育大会も参観人数を制限しての開催となりました。

今後も関係機関や保護者の皆様方と連携しながら登下校時の見守り、感染防止対策等、児童生徒の安全を最大限配慮した学校運営に取り組んでまいります。また、併せて国、県の3密回避ガイドラインに基づき、学習の工夫、心のケア等について、十分な対応をしていきます。

阿蘇世界文化遺産登録推進は、昨年、阿蘇市北外輪山の一部草原が文化財保護法によって国の重要文化的景観に選定されました。今後も暫定リスト入りを目指すのに主要な構成資産となる広大な原野一体の景観保全について深く関わる牧野組合の皆様へ、引き続き説明等を行ってまいります。これからも世界文化遺産推進室の事務局である県及び関係自治体と連携し、早期登録を目指してまいります。

次に、病院事業について報告します。

#### 【阿蘇医療センター】

新型コロナウイルス感染症第6波の急拡大の影響により、4月に入り医療センターで複数の職員等に陽性者を確認、関係病棟の入退院を一時停止するなど皆様にご心配をおかけしました。保健所指導の下、積極的な疫学調査と早期対応を行い、クラスター化することなく、外来診療を継続することができました。

阿蘇医療センターは4月から新たに皮膚科外来を開設しました。毎週水曜日に診療対応しており、1日平均37名の患者様の診療に当たっています。また、昨年度から病院敷地内に整備を進めていた病児・病後児保育所並びに、0歳から小学校未就学児対象の院内保育所は4月1日に開所し、現在5名の児童が入所しています。

これからも阿蘇市及び阿蘇医療圏の政策医療の役目を果たす中核的医療の拠点病院として、圏域住民の生命と健康を守る救急医療、感染症対応など、安全安心で信頼され続ける病院を目指してまいります。

以上、6月定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（湯浅正司君） 市長の諸般の報告が終わりました。

#### 日程第6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第6、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして令和4年第2回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

承認第4号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に

より報告し、承認を求めるものであります。

承認第 6 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 14 号）について」

本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、地方交付税等を追加し、国・県支出金及び市債等を減額しております。歳出では、各種事業の実績等に応じて、追加または減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 901 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 193 億 2,133 万円といたしました。

承認第 7 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について」

本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、国庫補助金、市債を、歳出では、事業費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 560 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 5 億 6,911 万 4,000 円といたしました。

承認第 8 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、県支出金を、歳出では、保険給付費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,688 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 1,403 万 9,000 円といたしました。

承認第 9 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6,484 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 3,924 万 7,000 円といたしました。

承認第 10 号「専決処分した令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、水道使用料を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 35 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 924 万 7,000 円といたしました。

承認第 11 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、子育て世帯生活支援特別給付金補助金を、歳出では、給付に必要な所要額を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4,111 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 161 億 4,408 万 1,000 円といたしました。

報告第 2 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 3 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 4 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 5 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 6 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 7 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」

本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、資本的支出予算を繰り越したので、同法第 26 条第 3 項の規定により予算繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 37 号「阿蘇市コミュニティ交通運行条例の制定について」

本件は、新たなコミュニティ交通の導入に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 38 号「阿蘇市保育所条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市立坂梨保育園の移転に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 39 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、国庫支出金及び県支出金等を追加し、市債等を減額しております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び波野保健福祉センター改修事業を計上し、人件費の科目間調整等をしております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 1,559 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 166 億 5,967 万 9,000 円といたしました。

議案第 40 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」  
歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 321 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 3,157 万 2,000 円といたしました。

議案第 41 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」  
歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 426 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 34 億 6,937 万 9,000 円といたしました。

議案第 42 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 683 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 5 億 1,910 万円といたしました。

議案第 43 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」  
歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 15 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,831 万 8,000 円といたしました。

議案第 44 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 1 号）について」

資本的収入では、他会計負担金を追加しております。

資本的支出では、新型コロナウイルス対策経費として、医療機器等備品購入費を追加しております。

この補正の結果、資本的収入予算額を 4 億 7,962 万 9,000 円、資本的支出予算額を 5 億 9,955 万 3,000 円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 1 億 1,992 万 4,000 円に改めております。

議案第 45 号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」

本件は、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 46 号「熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について」

本件は、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成団体の議会において、同文議決を求めるものであります。

議案第 47 号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更について」

本件は、本市全域が過疎地域に指定されたため、令和 3 年 9 月に策定した阿蘇市過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条

第 10 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同意第 3 号「固定資産評価員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価員を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

報告第 8 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 9 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 31 件（承認 8 件、報告 8 件、条例 2 件、予算 6 件、同意 2 件、諮問 2 件、規約 2 件、その他 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、11 時 10 分から全員協議会を開催します。今回も新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場にて全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 59 分 散会